レンタル法螺貝契約条項

第１条（レンタル物件）

穂の国(以下　乙とする）は、申込者（以下　甲とする）に対して、　甲の指定する物件（以下　物件とする）をレンタル（賃貸）し、甲はこれを借り受けます。

第２条（レンタル契約の成立）

１、本レンタル契約は、甲が乙の指定する日本国内発行のクレジットカードに加入している事を条件とします。

２、本レンタル契約は、乙が甲の申込を受諾した日より成立します。

３、甲は、物件の引き渡しを受けた日より本レンタル契約に従って物件を使用する事が出来ます。

第３条（レンタル期間）

甲は、レンタル期間を店頭契約は１日、１週間、２週間と期間を選択出来ます。インターネット契約は、レンタル期間を１週間、２週間と期間を選択出来ます。レンタル期間は、乙が甲に物件を発送した(店頭契約は引き渡しした）日付より開始します。（乙がレンタル開始日を提示致します。）

乙が、物件を準備し、物件を発送したにも関わらず、甲の都合で物件の引き渡しが出来ない場合、物件の引き渡しの有無に関わらず発送した日付よりレンタルを開始とみなします。但し、乙の都合で物件の引き渡しが出来ない場合は、この限りではありません。

甲は、レンタル期間終了日までに物件を乙に返却するものとします。

第４条（レンタル料等）

１、甲は乙に対して、レンタル料の支払いをします。その支払い方法はクレジットカード決済とします。
甲は、クレジットカード決済手続きを行う前に、第１６、１７条記載、レンタル期間開始前解約または中途解約をする際にレンタル料、事務手数料、保険料が返金対象にならない場合がある事を了承した上で、クレジットカード決済手続きを行うものとします。

２、前項のレンタル料は、甲が選択したレンタル期間により料金を計算します。

３、税込価格表示をしてありますが、税法の改正により消費税が変動した場合には、乙により料金は改正出来るものとします。

第５条（事務手数料）

甲は、乙に対してレンタル料とは別に事務手数料￥２，５００（税込）を支払うものとします。

第６条（保険料）

甲は、物件を破損してしまった場合、修理可能な時のみの費用を無償とする事が出来る有料保険に入るものとします。その保険料は､￥５００（税込）とします。但し、物件が修理不可能な場合は、甲が乙に対し物件代金を弁償して頂きます。

第７条（レンタル期間終了及び返却の遅延）

１、甲は、レンタル期間終了日までに物件を乙に返却します。尚、乙に返却とは、物件が乙へ到着し、引き渡っている状態とします。

２、レンタル期間が終了しても、甲から物件が返却なされない場合は、返却がなされるまで延滞料金が発生します。延滞料金は、１日につき料金×３倍として計算します。

第８条（レンタル物件の買取禁止）

甲は、レンタル期間が終了しても、物件を買い取る事は出来ません。甲は乙に、必ず物件を返却する事とします。万が一、返却がなされない場合には、第７条で規定する延滞料金が発生し、返却なされるまで延滞料金が加算されていきます。

第９条（物件の引渡・検収）

１、乙は甲に対して、物件を当社が運営する「ほら貝ショップ　穂の国」において引き渡します。もしくは、レンタル法螺貝申込書兼契約書に記載された甲の住所に配送し、引き渡します。

２、乙から甲に配送引き渡しの場合は、乙が配送料を負担します。

３、店頭契約の場合、甲はレンタル契約条項書類とレンタル法螺貝申込書兼契約書を記載後、契約者（クレジットカード名義人）確認書類を提示します。甲は、レンタル使用料の支払い（クレジットカード決済）の後に、物件を引き取るものとします。

４、甲は乙からの物件の引き渡しを受けた後、検収し物件に瑕疵があった場合、甲は乙に速やかに通知するものとします。通知がなされなかった場合、物件は正常な状態で甲に引き渡されたものとします。

第１０条（担保責任）

乙は甲に対して、引き渡し時において物件が正常な性能を備えている事のみを担保とし、物件の商品性、及び甲の使用目的への適合性については担保しません。

第１１条（物件の使用保管）

１、甲は物件を日本国内で使用し、国外には持ち出さないものとします。

２、使用者は甲及び甲の親族に限ります。団体関係も含みます。

３、営利（利益)目的に利用する事を禁じます。

４、甲は、物件を善良な管理者の注意を持って使用・保管し、これに要する消耗品通常メンテナンス等の諸費用を負担します。

５、甲は物件の転貸、占有者の変更、改造は出来ません。

６、甲が物件をレンタル中に、物件自体又はその設置、保管、使用によって第三者に与えられた損害については、甲がこれを賠償し、乙は一切責任を負いません。

第１２条（物件の譲渡等の禁止）

１、甲は、物件を第三者に譲渡し、物件について質権、抵当権及び譲渡担保権その他一切の権利を設定出来ません。

２、甲は、物件について他から強制執行その他法律的、事実的損害がな

いように保全するとともに、もしそのような事態が発生した時は乙に通知し、速やかにその事態を解消させます。

３、前項の場合において、乙が必要な措置を取った時は、甲は乙の支払った一切の費用を負担します。

第１３条（物件の滅失、毀損、免責）

甲が物件を滅失（所有者の侵害を含む）毀損した場合は、甲は乙に対して、物件の購入代価又は物件の修理代の相当額を損害賠償として支払います。

又、通常使用に基づく消耗等による故障は損害賠償の対象外で、第１４条に基づき保守サービスを受ける事が出来ます。

第１４条（保守サービス）

１、乙は、甲に対して甲の責に帰すべからず事由により、レンタル期間中（延長後のレンタル期間も含みます。）、物件に性能的障害が発生した場合、乙の選択により無償にて修理もしくは物件を取り替えます。

２、前項により、甲が物件を使用できない期間を第３条のレンタル期間に含みます。

第１５条（報告義務）

甲は乙に対し、以下のものは必ず報告します。

報告をされない場合、違約金をお支払い頂きます。又、保険適用の場合でも適用にならない事もあります。

・物件の破損、滅失、毀損

・物件の返却遅延の連絡

・第三者が差し押さえ、仮差し入れ、又は権利主張をする恐れがあが配送業者へ持ち込み依頼をするものとします。

第１６条（レンタル期間開始前解約）

１、甲がインターネットにて、クレジットカード決済がなされる前まで（書類３点を乙に郵送のみ）に、甲の都合により解約する場合、甲は乙に速やかに解約の通知をします。キャンセル手数料はかかりません。

２、甲がインターネットにてクレジットカード決済後、乙が物件を発送（レンタル期間開始日）までに、甲の都合により解約する場合、レンタル料、事務手数料、保険料は一切返金対象になりません。

甲がそれを了承した上での解約は、乙は承るものとします。

３、甲が、店頭にてクレジットカード決済後、甲の都合により解約する場合、レンタル料、事務手数料、保険料は一切返金対象になりません。甲がそれを了承した上での解約は、乙は承るものとします。

第１７条（中途解約）

物件が甲に引き渡った後、または乙が物件を発送後、甲の都合により本契約を解約する場合、レンタル期間の長さに関わらずレンタル料、事務手数料、保険料は一切返金対象になりません。

甲はそれを了承した上で、中途解約を乙へと通知し、物件を乙へ返却します。（第１９条参照）

第１８条（契約の解除）

１、甲に次の各号のいずれか一つに該当することが発生した場合には、本契約を解除すると共に甲は乙に対し物件を直ちに返却します。但し、乙の甲に対する損害賠償の請求は妨げられません

Ａ、甲が本契約条項に一つでも違反した時、又その恐れがある時。

Ｂ、連絡不通、変更届出の懈怠、資料提出の拒否、個人情報の虚偽があった時。

Ｃ、甲が暴力団、暴力団関係者従業員、その他反社会的勢力に該当するか、これらと関係を有する者である事が判明した時。

２、1の事由により本契約を解除したにも関わらず、物件の返却がなされない時は、甲が乙に対し物件の購入代価を損害賠償として支払います。

第１９条（物件の返却と契約終了）

１、レンタル期間終了日をもって、契約終了とします。甲は、レンタル期間終了日（契約終了日）までに、物件を乙に返却します。

２、甲は、宅急便を用いて物件を乙へ返却する場合、レンタル期間終了日前までに物件が乙へ到着している事とします。尚、その場合、甲が配送業者へ持ち込み依頼をするものとします。乙は、携わらない事とします。返却時送料は、甲が負担するものとします。甲が乙に対し、責任を持って返却をする事とします。乙は、返却時の責任を一切負いません。

返却時の際、物件の滅失、毀損した場合、甲は契約条項第 13 条に基づき従います。

３、甲は、店頭にて物件を乙へ返却する場合、ほら貝ショップ穂の国の営業時間内に持ち込むものとします。

第２０条（個人情報に関する同意）

甲は、申込み時に甲が記入する属性等の情報（以下「個人情報」と言う）の利用・提供に関し、以下の内容に同意致します。

１、乙が甲や使用者に対して情報提供や営業内容等に利用する事

２、個人情報に関して適用される法令、規範を遵守するものとします。

第２１条（管轄裁判所）

この条約によって係争が生じた時は、訴額の如何に関わらず当社の所在地を全管轄裁判所とします。

以上の契約条項に同意します。

年　　月　　日

（甲）契約者名（カード名義人）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印